

平成28年度予算参考資料

平成28年4月
文化庁文化部国語課

< 目 次 >

○ 平成28年度予算の概要	1
【文化審議会国語分科会】	
○ 文化審議会国語分科会	2
○ 文化審議会国語分科会委員名簿	3
【国語施策の充実】	
○ 国語施策の充実（全体概要図）	4
○ 調査及び調査研究（国語に関する世論調査）	5
○ 危機的な状況にある言語・方言の活性化・調査研究事業	6
【外国人に対する日本語教育の推進】	
○ 外国人に対する日本語教育（全体概要図）	7
○ 「生活者としての外国人」のための日本語教育事業	8
○ 条約難民及び第三国定住難民に対する日本語教育	10
○ 日本語教育に関する調査及び調査研究	11
○ 日本語教育研究協議会等の開催	12
○ 省庁連携日本語教育基盤整備事業	13

平成28年度予算の概要

(単位：千円)

事項		平成27年度 予算額	平成28年度 予算額	対前年度 比較増減額
文化審議会国語分科会		8,273	8,273	0
国語施策の充実		57,993	51,013	△6,980
	調査及び調査研究(国語に関する実態調査)	11,845	11,845	0
	国語問題研究協議会の開催	4,262	4,076	△186
	危機的な状況にある言語・方言の活性化・調査研究事業	40,886	33,092	△7,794
	国語施策情報システムの更新事業	1,000	2,000	1,000
外国人に対する日本語教育の推進		208,434	209,569	1,135
	日本語教育に関する調査及び調査研究	8,061	7,658	△403
	日本語教育研究協議会等の開催	5,001	5,152	151
	条約難民及び第三国定住難民に対する日本語教育	41,818	43,008	1,190
	「生活者としての外国人」のための日本語教育事業	149,580	149,777	197
	省庁連携日本語教育基盤整備事業	3,974	3,974	0
合計		274,700	268,855	△5,845

文化審議会

- ・文化の振興及び国際文化交流の振興に関する重要事項の調査審議等

文化政策部会

- ・文化の振興に関する基本的な政策の形成に係る重要事項に関する調査審議

美術品補償制度部会

- ・展覧会における美術品損害の補償に関する事項の調査審議

専門調査会

世界文化遺産・ 無形文化遺産部会

- ・世界遺産条約及び無形文化遺産保護条約の実施に関する事項の調査審議

世界文化遺産特別委員会

- ・世界遺産条約の実施に関する事項の調査審議に関すること

無形文化遺産特別委員会

- ・無形文化遺産保護条約の実施に関する事項の調査審議に関すること

国語分科会

- ・国語の改善及びその普及に関する事項の調査審議等

漢字小委員会

- ・常用漢字表の手当てに関すること

日本語教育小委員会

- ・外国人に対する日本語教育に関すること

著作権分科会

- ・著作権制度に関する重要事項の調査審議等

文化財分科会

- ・文化財の保存及び活用に関する重要事項の調査審議等

第一専門調査会

- ・美術工芸品に関すること

第二専門調査会

- ・建造物及び伝統的建造物群保存地区に関すること

第三専門調査会

- ・記念物、文化的景観及び埋蔵文化財に関すること

第四専門調査会

- ・無形文化財及び文化財の保存技術に関すること

第五専門調査会

- ・民俗文化財に関すること

企画調査会

- ・文化財の保存及び活用に関する総合的な政策の企画に関すること

文化功労者選考分科会

- ・文化功労者年金法により、審議会の権限に属させられた事項の処理

文化審議会国語分科会委員名簿

(敬称略・五十音順)

秋山純子	前三鷹中央学園三鷹市立第四中学校校長, 跡見学園女子大学講師
石井恵理子	東京女子大学教授
石黒圭	大学共同利用機関法人人間文化研究機構国立国語研究所教授
伊東祐郎	国立大学法人東京外国語大学大学院教授・留学生日本語教育センター長
井上洋	一般社団法人日本経済団体連合会教育・スポーツ推進本部長
入部明子	つくば国際大学教授・図書館長
沖森卓也	立教大学教授
加藤早苗	インターカルト日本語学校代表
金田智子	学習院大学教授
神吉宇一	武蔵野大学大学院准教授
亀岡雄	独立行政法人国際交流基金上級審議役
川瀬眞由美	テレビ朝日番組審査室放送番組審議会事務局担当部長
川端一博	公益財団法人日本国際教育支援協会日本語試験センター企画開発室長
三枝健二	一般財団法人自治体国際化協会理事
佐藤郡衛	目白大学学長
塩田雄大	NHK放送文化研究所主任研究員
鈴木一行	一般社団法人日本書籍出版協会常任理事, 大修館書店代表取締役社長
関根健一	読売新聞東京本社紙面審査委員会用語専任部長, 一般社団法人日本新聞協会用語懇談会委員
田中ゆかり	日本大学教授
戸田佐和	公益社団法人国際日本語普及協会常務理事
納屋信	日本文化大学教授
野田尚史	大学共同利用機関法人人間文化研究機構国立国語研究所教授
福田由紀	法政大学教授
松岡洋子	国立大学法人岩手大学教授
宮澤祐子	愛知県県民生活部社会活動推進課多文化共生推進室長
森山卓郎	早稲田大学教授
やすみりえ	川柳作家
山田隆昭	詩人, 公益社団法人日本文藝家協会常務理事
山元悦子	国立大学法人福岡教育大学教授
結城恵	国立大学法人群馬大学教授

文化審議会国語分科会国語課題小委員会 (仮称)

※委員の分属は、5月13日に開催
する国語分科会で決定予定

文化審議会国語分科会日本語教育小委員会 (仮称)

審議会における検討

諮問
課題等

文化審議会国語分科会

国語の改善及び
その普及に関する事項を調査・審議



答申等

- H16年2月 これからの時代に求められる国語力について（答申）
- H19年2月 敬語の指針（答申）
- H22年6月 改定常用漢字表（答申）
- H24年1月 国語分科会で今後取り組むべき課題について（意見のまとめ）
- H25年2月 国語分科会で今後取り組むべき課題について（報告）
- H26年2月 「異字同訓」の漢字の使い分け例（報告）
- H28年2月 常用漢字表の字体・字形に関する指針（報告）

具体的な事業の実施

調査及び調査研究 (国語に関する実態調査)

(27年度予算額 12百万円)
28年度予算額 12百万円

日本人の国語意識や具体的な言葉の理解等の現状を調査する「国語に関する世論調査」を実施し、文化審議会国語分科会における審議資料として活用するとともに、国民の国語に対する意識を高める。



国語問題研究協議会の開催

(27年度予算額 4百万円)
28年度予算額 4百万円

国語をめぐる諸問題を取り上げ、文化審議会の答申等について説明するとともに改善の方策等について研究協議を行う「国語問題研究協議会」を開催する。



危機的な状況にある言語・方言の活性化・調査研究事業

(27年度予算額 41百万円)
28年度予算額 33百万円

○危機的な状況にある言語・方言の活性化・調査研究

これまで実施した危機的な状況にある言語・方言に関する調査研究の成果を広く国民に周知するとともに、保存・継承に当たっての取組等を促しつつ、効果的な保存・継承について研究協議等を行う。

○アイヌ語の保存・継承に必要なアーカイブ化事業

「民族共生の象徴となる空間」におけるアイヌ語に関する取組の方向性も踏まえ、アイヌ語の音声データをデジタル化するとともに、アーカイブ作成を支援する。

○被災地における方言の活性化支援

東日本大震災による被災や避難に伴い、保存・継承の危機にある方言の保存・継承のための教材作成やシンポジウムなど方言の再興につながる地域の取組を支援する。

国語施策情報システムの更新事業

(27年度予算額 1百万円)
28年度予算額 2百万円

紙媒体でしか現存しない国語施策に関する資料の電子化を行い、文化庁ウェブサイトで資料の公開を進めるとともに、既存動画サイトを新システムに対応するよう更新する。



平成7年度以降, 毎年, 「国語に関する世論調査」を実施。

調査対象: 全国16歳以上の男女 3,000人
抽出方法: 層化2段無作為抽出法(*)
調査方法: 調査員による面接聴取法

*全国の市町村を規模に応じて分類(層化)した上で, 調査対象の市町村を抽出し(第1段), 次に各地点から調査対象とする個人を住民基本台帳を用いて無作為抽出(第2段)する方法

国民の国語に関する意識と 国語の現状, 変化の把握



文化審議会国語分科会での 審議事項に関連するデータの提供

- 調査年度 15, 16, 17
 - ・敬語についての意識, 敬語の使い方等について調査
 - 文化審議会答申「敬語の指針」(平成19年2月)の審議に活用
- 調査年度 15, 16, 18, 21
 - ・常用漢字表についての意識, 漢字の使い方等について調査
 - 文化審議会答申「改定常用漢字表」(平成22年6月)の審議に活用
- 調査年度 19, 20, 22, 23, 24, 25, 26
 - ・国語に関する諸問題について調査
 - 文化審議会国語分科会にデータを提供し, 課題の洗い出し, 整理等に活用

報道等による 国民の国語への関心の喚起

「微妙」→良しあし判断できぬとき
「わたし的には」→自分の責任回避

言葉のぼかし表現浸透

文化庁が1日に発表した2014年度の国語に関する世論調査で, いか悪いかの判断がつかないとき「微妙」という言葉を使う人は3人に1人に達することが分かった。「わたし的には」など断定を避けたいばかり表現を使う人も増える傾向にある。同庁担当者は「場の気を配って断定を避けようとする風潮が広がっているのではないかと指摘している。」

断定避ける風潮 文化庁調査

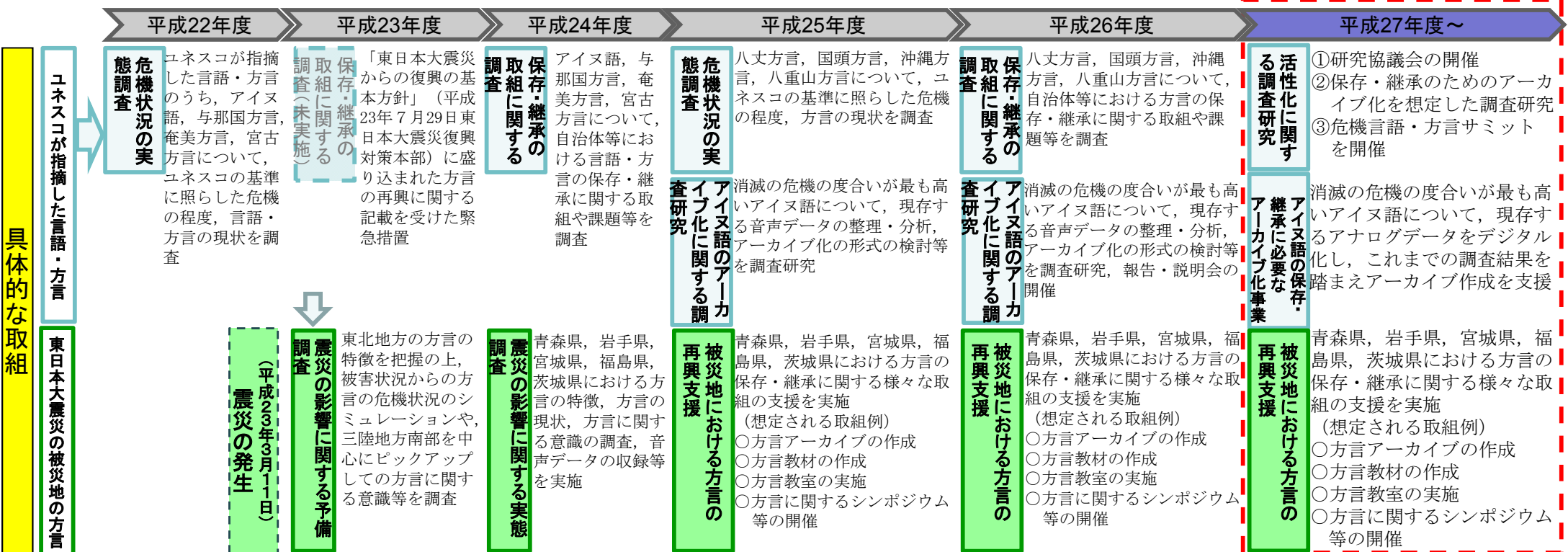
慣用語の意味についての回答	
▼おもむろに	
○ゆっくりと	44.5%
不意に	40.8%
▼天に唾する	
○人に害を与えようとして結局自分に返ってくる行為をすること	63.5%
自分より上位に立つ存在を汚す行為をすること	22.0%
▼夢中になって見境がなくなること	
○熱にうかされる	57.2%
熱にうなされる	27.1%
▼心配や不安を表情に出すこと	
○眉をひそめる	44.5%
眉をしかめる	44.5%

(注)％は回答率。○は辞書などで本来の意味や使い方とされるもの

・言葉遣いの現状や変化
・慣用語の使い方等

ユネスコに指摘された言語・方言や東日本大震災の被災地における方言など、我が国において消滅の危機にある言語・方言の実態を把握するとともに、観光振興や地域振興につながる地域の文化の基盤である言語・方言の保存・継承に向けた地域での取組の実情を把握し、言語・方言が消滅することがなく、保存・継承が円滑に行われるよう必要な措置を講じ、消滅の危機にある言語・方言の状況改善につなげる。

- ◎ 「Atlas of the World's Languages in Danger」 (平成21年2月19日ユネスコ)
消滅の危機にあるとされた8言語・方言 (アイヌ語, 八丈方言, 奄美方言, 国頭方言, 沖縄方言, 宮古方言, 八重山方言, 与那国方言)
- ◎ 「東日本大震災からの復興の基本方針」 (平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部)
「地域のたから」である文化財や歴史資料の修理・修復を進めるとともに、伝統行事や方言の再興等を支援する。
- ◎ 「北海道外アイヌ生活実態調査」を踏まえた全国的見地からの施策の展開について (平成24年6月1日アイヌ政策推進会議政策推進作業部会)
関係機関におけるアイヌ語の調査研究を一層充実・強化させるとともに、アイヌ語の研究を行っている大学等と連携を図りながらその成果の普及啓発を行うこと、また、アイヌ語の教育・研究環境の整備に努めることなどによって、アイヌ語の伝承活動を支援することが必要である。
- ◎ 「国連社会権規約委員会最終見解」 (平成25年5月17日国連社会権規約委員会)
アイヌ語を保全しかつ振興するためにとられた措置の成果に関する情報を次回の定期報告書に記載するよう要請する。
- ◎ 「民族共生の象徴となる空間」における文化伝承等の活動について (平成25年9月11日アイヌ政策推進会議)
象徴空間においては、アイヌ語に第一言語、いわば“公用語”としての位置付けを与えること、アイヌ語に関する学習・翻訳拠点として位置付けることが、アイヌ語の取組の方向性として示される。
- ◎ アイヌ文化の振興等のための「民族共生の象徴となる空間」の整備及び管理に関する基本方針について (平成26年6月13日閣議決定)
- ◎ 「国連人種差別撤廃委員会最終見解」 (平成26年8月)
アイヌの人々の文化及び言語に対する権利実現を目的とした施策実施の促進について適切な対策を講じること等を勧告する。
- ◎ 「文化芸術の振興に関する基本的な方針」 (第4次基本方針) (平成27年5月22日閣議決定)
第3 文化芸術振興に関する基本的施策 5. 国語の正しい理解 ●国内における消滅の危機にある言語・方言や東日本大震災被災地域の方言について、実態を把握するとともに、言語・方言の保存・継承のための調査研究と情報の収集を行い、その成果の普及等を通じて、消滅の危機にある言語・方言の状況改善につなげる。



審議会における検討

○文化審議会国語分科会日本語教育小委員会における検討

「生活者としての外国人」に対する日本語教育について、①「標準的なカリキュラム案」(平成22年5月)、②「活用のためのガイドブック」(平成23年1月)、③「教材例集」、④「日本語能力評価」(平成24年1月)及び⑤「日本語指導力評価」(平成25年2月)を取りまとめ。[平成25年度以降、周知・活用を図る。]

また、日本語教育小委員会の下に設置した課題整理に関するワーキンググループにおいて、⑥「日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について(報告)」(平成25年2月)、日本語教育小委員会において⑦「日本語教育の推進に当たっての主な論点に関する意見の整理について(報告)」(平成26年1月)を取りまとめ。

平成28年2月には、「地域における日本語教育の推進に向けてー地域における日本語教育の実施体制及び日本語教育に関する調査の共通利用項目についてー」(報告)を取りまとめ。

具体的な事業の実施

「生活者としての外国人」のための日本語教育事業

(27年度予算額 150百万円)
28年度予算額 150百万円

○地域日本語教育実践プログラム

・「標準的なカリキュラム案」等の活用による取組

「標準的なカリキュラム案」等に準拠し、地域の実情に応じた日本語教育の実施、人材の養成及び教材の作成を支援

・地域資源の活用・連携による総合的取組

地域の文化活動・市民活動等に外国人の参加を促しつつ日本語教育を実施する取組や、日本語教育に関する地域における連携体制を構築・強化する取組等を支援

○地域日本語教育スタートアッププログラム **新規**

日本語教育のノウハウを有していない自治体に対し、アドバイザーの派遣等の支援を実施

○地域日本語教育コーディネーター研修

一定の経験を有し、日本語教育プログラムの編成やその実施に必要な連携・調整に携わっている者等を対象に研修を実施

条約難民及び第三国定住難民に対する日本語教育

(27年度予算額 42百万円)
28年度予算額 43百万円

条約難民及び第三国定住難民に対する定住支援策として日本語教育を外部に委託して実施

平成27年度は、新たに定住後の第三国定住難民にとって課題となっている日本語の読み書き能力の維持・向上のため、通信による学習教材及び支援ツールを開発し、定住先の自治体及び支援団体と連携し、運用体制を構築

日本語教育に関する調査及び調査研究

(27年度予算額 8百万円)
28年度予算額 8百万円

○日本語教育に関する実態調査

日本語教育実施機関・施設等に関する実態を把握するための調査を実施

○日本語教育の総合的な推進に向けた調査研究

日本語教育小委員会での11の論点の検討結果を踏まえた日本語教育を推進する調査研究を実施

日本語教育研究協議会等の開催

(27年度予算額 5百万円)
28年度予算額 5百万円

○日本語教育研究協議会

「標準的なカリキュラム案」等を相互に有効に活用する方法を解説したハンドブックを活用し、東京と大阪で協議会を開催

○都道府県・市区町村等日本語教育担当者研修

地域における日本語教育に係る施策等の企画・立案能力の育成・向上を目的とした研修を実施

○都道府県政令指定都市日本語教育推進会議 **新規**

今後の連携のあり方等について議論するため、都道府県政令指定都市の担当者を構成員とする会議を開催

省庁連携日本語教育基盤整備事業

(27年度予算額 4百万円)
28年度予算額 4百万円

○日本語教育コンテンツ共有化推進事業

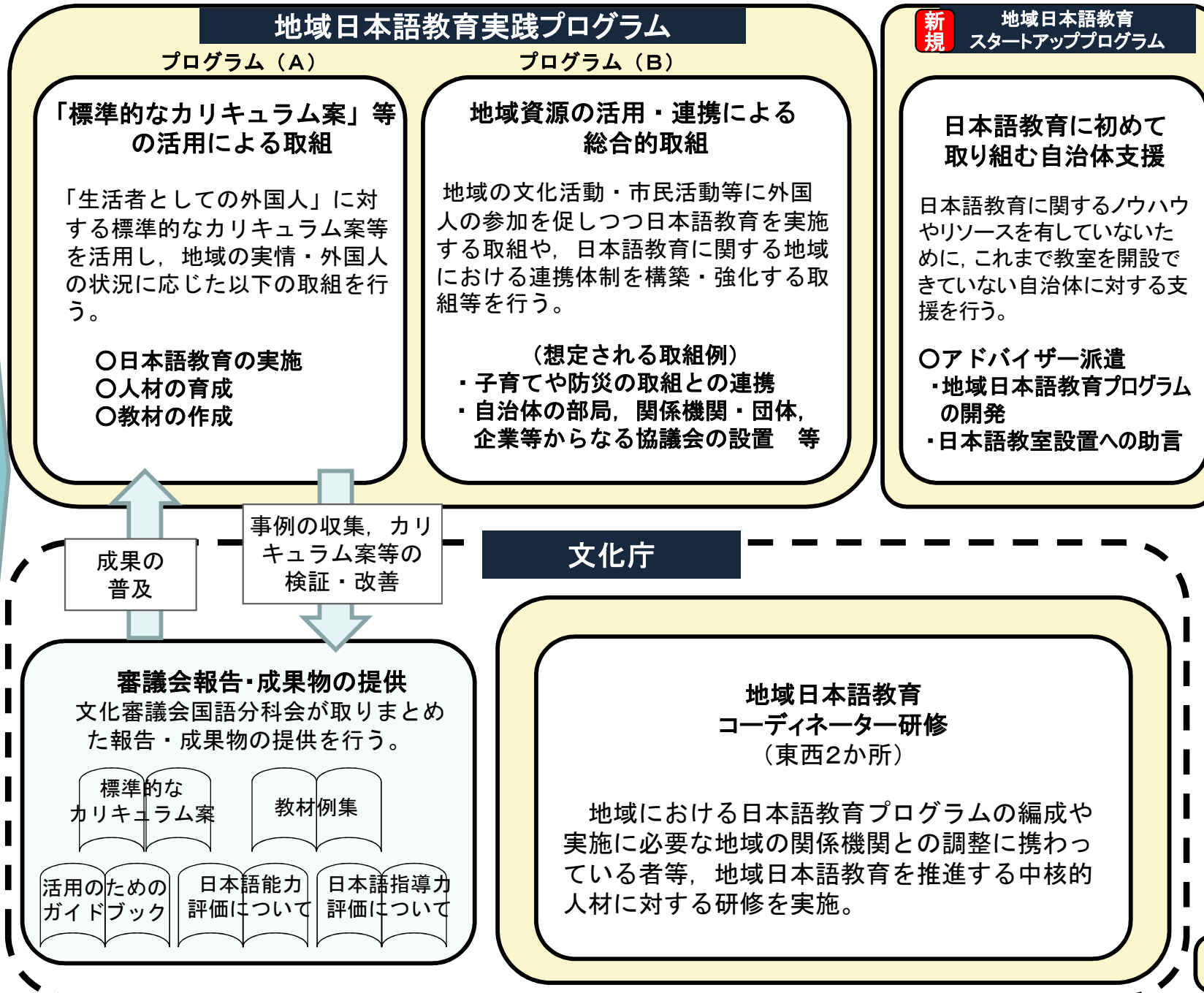
日本語教育に関する教材等のコンテンツを共有し、インターネットを通じて横断的に利用できるシステムである「NEWS」を運用するとともにコンテンツの充実を図る

○日本語教育推進会議

関係府省及び関係機関等による会議の開催を通じて、日本語教育に関する情報の共有化等を図る

背景・課題

外国人を日本社会の一員としてしっかりと受け入れ、社会から排除されないようにするための施策を講じていく必要



日本での生活に必要な日本語を習得

外国人の円滑な社会生活の促進

「生活者としての外国人」のための日本語教育事業 (地域日本語教育スタートアッププログラム)

趣旨

日本語教室が開催されていない地域に居住している外国人は現在、約50万人おり、こういった地域に居住する外国人に日本語を学ぶ機会を提供するために、日本語教室を開催したいと考えている自治体に対し、アドバイザーを派遣し、日本語教室が開設できるよう支援する。

経緯

- 入管法改正以来、この20数年間で定住外国人は、約100万人から約210万人へ倍増
- 本年6月閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2015」や「日本再興戦略」改訂2015においては、外国人材の受入れ促進・活用などが盛り込まれた
- 2020年にはオリンピックも開催され、今後、さらに定住外国人の増加が予想される
- 日本語教室の開設状況は地域によって大きく異なる。
 - ・域内に日本語教室が開設されている市区町村は全体の約3分の1
 - ・日本語教育が実施されていない市区町村に居住している外国人の数は約50万人
 - ・そういった地域に住んでいる外国人は日本語を学びたくても日本語教室がない
 - ・自治体も日本語教室を開設したくても、ノウハウや人材を有していない

【文化審議会国語分科会日本語小委員会からの提言】

- 日本語教室は外国人にとって地域社会との接点であり、一つのコミュニティやセーフティネットとしての役割を担っている。
- 日本語教室が開設されていない市区町村における取組を促す制度に充実すべき
- 新たに日本語教育に取り組む市区町村に対し日本語教育に関するノウハウを伝えるアドバイザー等専門家を派遣するなど新たな支援の枠組みを設けるべき
- 自律的に日本語教育活動を継続できるような取組を促す仕組みを検討すべき



地域日本語教育スタートアッププログラム

アドバイザー派遣のイメージ

- 地域日本語教育プログラムの開発
- 施策立案への助言
- 関係機関との調整

指導者養成プログラムの開発、実施に対する支援

カリキュラム・教材の開発に対する支援

教室運営の安定化に向けた支援

日本語教育を行う人材の育成

日本語教室の開設(試行)

日本語教室の運営

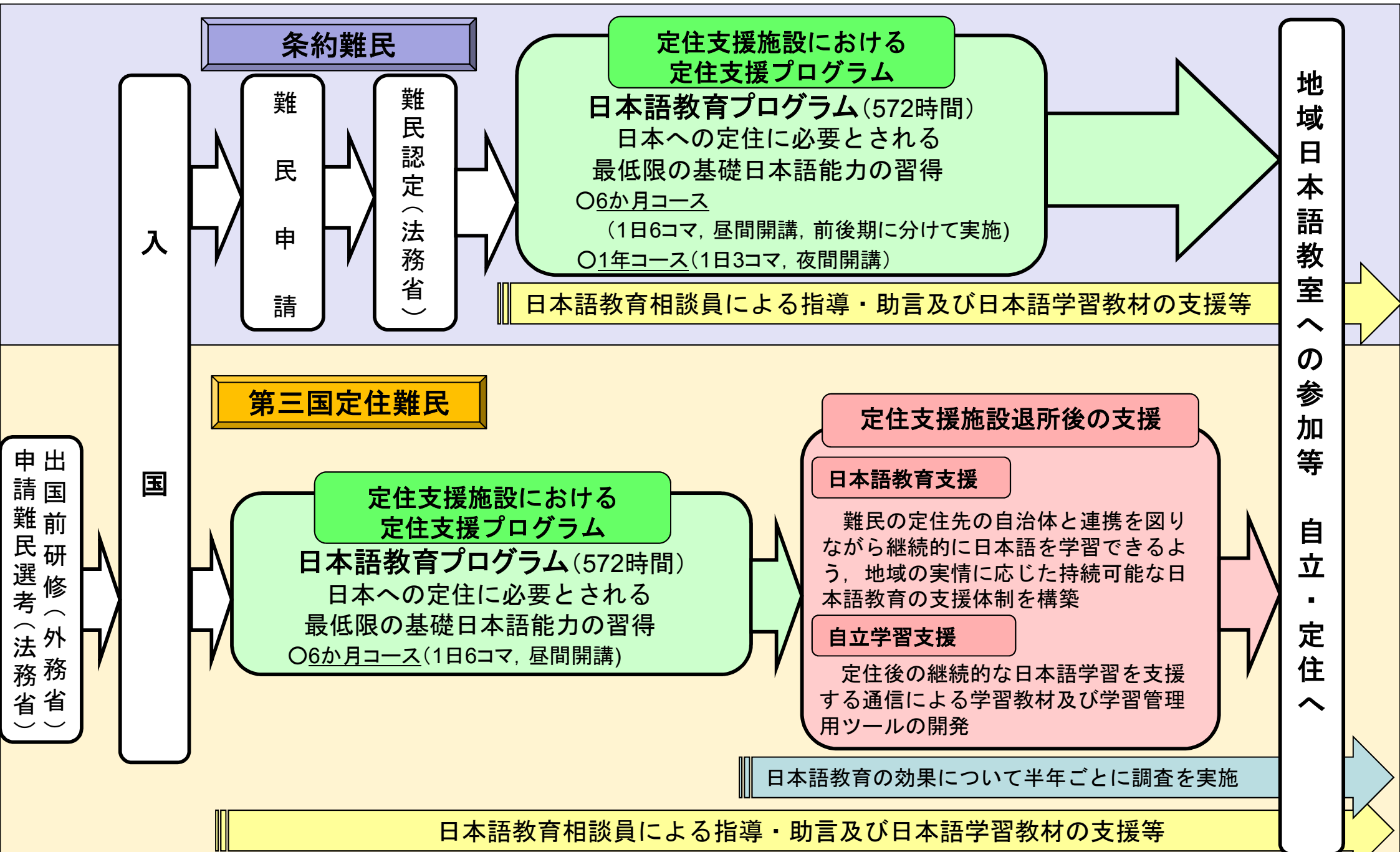
自治体による取組

専門家チームによる
3年サポート

対象となる経費:アドバイザー、コーディネーター等への謝金・旅費

期待される効果

- 地域に日本語教室が開設される
- 外国人が孤立することが少なくなる
- 地域住民の地域社会への参画が増える
- 地域住民(日本人・外国人)が活躍
- 地域が活性化する

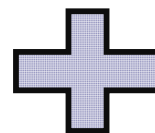


日常生活を送る上で必要な日本語を学習する外国人が増え、学習目的も多様化している状況において、日本語教育機関や日本語学習者の実態を把握するため、日本語教育に関する調査を複数の視点から実施し、我が国における日本語教育関連施策等の立案推進のための基礎資料とする。

○日本語教育に関する実態調査

3百万円(4百万円)

日本語教育実施機関・施設等、日本語教師数、日本語学習者数の実態について、最新の状況を調査する。



○日本語教育の総合的な推進に向けた調査研究

5百万円(5百万円)

日本語教育を推進するための課題に対応した調査研究を国立国語研究所や大学等の協力を得て機動的に実施。

(想定される主な課題)

- 外国人の日本語習得に関する実態の調査研究
- 日本語教育施策の効果の検証及び検証に基づく改善策等に関する調査研究
- 標準的なカリキュラム案等の活用状況及びその課題に関する調査研究

日本語教育に関する実態調査と日本語教育の総合的な推進に向けた調査研究の結果を活用し、外国人に対する日本語教育施策を強力に推進

事業の経緯・目的

- ・我が国に在留する外国人は、この20年間で約100万人から約210万人となり2倍以上増加した。留学生や日系定住者のほか外国人配偶者など日本語を学習する外国人も、約6万人から約17万人と増加。
- ・文化庁では特に「生活者としての外国人」にとって必要な日本語教育を推進するため、文化審議会国語分科会において
 - ① 「「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案について」(平成22年5月)
 - ② 「 ” ” 日本語教育の標準的なカリキュラム案 活用のためのガイドブック」(平成23年1月)
 - ③ 「 ” ” 日本語教育の標準的なカリキュラム案 教材例集」(平成24年1月)
 - ④ 「 ” ” 日本語教育における日本語能力評価について」(平成24年1月)
 - ⑤ 「 ” ” 日本語教育における指導力評価について」(平成25年2月)

を取りまとめ。

これらを相互に有効に活用する方法を解説したハンドブックを活用し、日本語教育研究協議会(東京及び大阪で開催)及び都道府県・市区町村等日本語教育担当者研修で説明。

一方、地域における定住外国人に対する日本語教育の体制整備は、地方公共団体が担う部分が大きく、国は地方公共団体との連携・協力により地域の日本語教育の充実が求められている。このため、各地が抱える日本語教育における課題や取組状況について把握し、その解決方策の検討の場として、都道府県・政令指定都市の日本語教育担当者による会議を新たに開催。

日本語教育研究協議会

【目的】

カリキュラム案等を活用する能力の向上及び日本語教育に対する理解の増進

【参加者】

日本語教育関係者 等

【開催場所】

東京・大阪の2箇所

【参加者数】

東京 約500名、大阪 約500名

【主な内容】

- ・ハンドブックの解説
- ・パネルディスカッション(カリキュラム案等について)
- ・カリキュラム案等を活用するための演習

新規

都道府県・政令指定都市 日本語教育推進会議

【目的】

日本語教育の体制整備における課題解決のため、今後の方策や連携協力の在り方などについて検討

【構成メンバー】

都道府県・政令指定都市の日本語教育担当者

【開催場所】

東京で4回
(全国を4ブロック(※)に分けて開催)
※北海道・東北、関東甲信越、近畿・東海・北陸、中国・四国・九州

【主な検討内容】

- ・地域の日本語教育の実施体制の在り方
- ・連携協力の在り方
- ・人材育成

都道府県・市区町村等 日本語教育担当者研修

【目的】

日本語教育施策の企画立案能力の向上

【参加者】

自治体の日本語教育担当者

【開催場所】

東京

【参加者数】

約60名

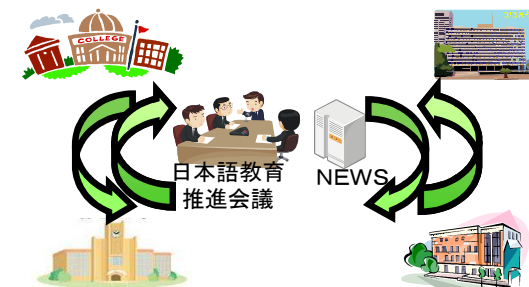
【主な内容】

- ・日本語教育施策の企画・立案に係る演習
- ・ハンドブックの解説

背景

- 政府においては、関係府省が、外国人政策の観点からそれぞれの目的に応じて日本語教育に関連する施策を推進。
- 日本語教育に関する具体的な事業は、関係府省の様々な関係機関等が、その目的等に応じ、主として対象者別に実施。
- 全体としての日本語教育施策・事業が必ずしも効果的・効率的に推進されていないという指摘がなされており、日本語教育を総合的に推進していく体制を整備することが必要。

日本語教育を総合的に推進していく体制の基盤を構築するため、関係府省及び関係機関等が情報交換等を行う日本語教育推進会議を開催。加えて、関係機関等が独自に作成している教材等のコンテンツを共有するための、日本語教育コンテンツ共有システムを着実に運用する。



○日本語教育推進会議

- ・関係府省及び関係機関等が集まり、日本語教育に関する具体的な取組の現状・課題を把握するとともに、情報交換等を行う。
【平成24年1月23日(第1回)、平成24年3月12日(第2回)、平成24年9月21日(第3回)、平成25年9月25日(第4回)、平成26年9月24日(第5回)、平成27年9月16日(第6回)】

○日本語教育コンテンツ共有化推進事業

- ・日本語教育に関する各種コンテンツ（教材、論文、報告書、団体・人材情報等）を共有し、①信頼性のある情報を、②確実に、かつ③効率的に探し出し、活用できる仕組みを構築。
(平成25年4月1日運用開始 <http://www.nihongo-ews.jp/>)
- ・日本語教育に関するコンテンツを収集し、更なる充実を図る。

